下呂市有機農業推進協議会設置要綱を次のように定める。

令和８年９月25日

下呂市長　　山　内　　登

令和８年下呂市告示第216号

下呂市有機農業推進協議会設置要綱

（設置）

第１条　環境にやさしい農業を実現するため、関係機関及び団体が連携し、有機農業実施計画の作成及びその円滑な取組に関する必要な事項について、協議を行う「下呂市有機農業推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について協議等を行う。

（１）　有機農業実施計画の策定及び実践後の評価（見直し）に関すること。

（２）　有機農業の推進及び振興に関すること。

（３）　有機農業を担う農家等及び生産者を対象とする支援に関すること。

（４）　有機農業を活用した食育及び販路流通に関すること。

（５）　その他会長が特に必要と認めること。

（組織）

第３条　協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　生産者（農業者）

（２）　農産物の加工、流通又は販売を行う団体を代表する者

（３）　消費者団体を代表する者

（４）　関係行政機関

（５）　その他市長が特に必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は１年とする。ただし、再任は妨げない。

２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に、会長及び副会長を置き、理事の互選により選出する。

2　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選により決定するまでは、市長が招集する。

（代理出席）

第７条　会長は、委員からやむを得ない理由のため、協議会の会議に出席できない場合であって、当該委員からあらかじめ申請のあったときは、当該委員を代理する者の会議への出席を認めることができる。

（専門部会）

第８条　会長は、第２条に規定する所掌事務を円滑に推進するため、専門部会を置くことができる。

（守秘義務）

第９条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第 10 条　協議会の事務局は、農務担当課において処理する。

（その他）

第 11 条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が規約で定める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和８年９月 25 日から施行する。

（委員の任期の特例）

2　令和８年度に委嘱する委員の任期は、第４条の規定にかかわらず委嘱の日から令和９年３月 31 日までとする。